

生食用の牛肉の加工または調理を行う事業者の皆様へ

～～食品衛生法施行条例改正のお知らせ～～

飲食店営業、食肉処理業または食肉販売業において、生食用の牛肉（内臓を除く。）の加工または調理を行う場合は、平成24年2月1日から下記の営業施設の基準が適用されます。

また、既存の事業者にあつては、営業の種目および営業設備の概要の「営業許可申請書記載事項変更届」等の手続きが必要となります。

なお、変更の程度などにより新規の営業許可申請が必要となる場合がありますので、事前に健康福祉センター（保健所）に御相談ください。

生食用の牛肉の加工または調理を行う場合の営業施設の基準の概要

- ・ 加工または調理を行う場所は、明確に区分された専用の場所とすること。
- ・ 器具および手指の洗浄・消毒のための専用の設備を備えること。
- ・ 専用の加熱殺菌設備および加熱殺菌後に冷却する専用の設備を備えること。
(加工を行う場合のみ)
- ・ 生食用食肉が接触する設備および器具は、専用のものとすること。
- ・ 加熱殺菌後の生食肉を区分して保存できる冷蔵設備を備えること。

営業施設の基準の詳細や不明な点は、健康福祉センター（保健所）に御相談ください。

福井健康福祉センター（福井保健所） 福井市西木田 2-8-8 TEL0776-36-1118	坂井健康福祉センター（坂井保健所） あわら市春宮 2-21-17 TEL0776-73-0601
奥越健康福祉センター（奥越保健所） 大野市天神町 1-1 TEL0779-66-2076	丹南健康福祉センター（丹南保健所） 鯖江市水落町 1-2-25 TEL0778-51-0034 越前市文京 2-13-39 TEL0778-22-4135
二州健康福祉センター（二州保健所） 敦賀市開町 6-5 TEL0770-22-3747	若狭健康福祉センター（若狭保健所） 小浜市四谷町 3-10 TEL0770-52-1300

福 井 県